

Press Release

令和6年8月23日
ダム利活用調整協議会
渡川ダム統合管理事務所

「中筋川流域かわまちづくり計画」の登録証伝達式を行います

「中筋川流域かわまちづくり」が、令和6年8月8日に「かわまちづくり支援制度」に係る計画として登録されました。

この度、渡川ダム統合管理事務所長からダム利活用調整協議会会長である宿毛商工会議所会頭へ「中筋川流域かわまちづくり計画」の登録証を手交する伝達式を以下の日程で行いますので、お知らせします。

■かわまちづくり登録証伝達式

伝達式日時：令和6年8月30日（金）10時から

会 場：宿毛商工会議所

出 席 者：宿毛商工会議所会頭

渡川ダム統合管理事務所長

※「かわまちづくり」とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

別添資料

別紙① 中筋川流域かわまちづくり計画の概要

別紙② ダム利活用調整協議会委員

別紙③ かわまちづくり支援制度の概要

※本施策は、四国圏広域地方計画【No. 3 美しい自然とおもてなしの心による「視国」観光活性化プロジェクト】に該当します。

【問い合わせ先】

ダム利活用調整協議会 事務局

宿毛商工会議所 電話（0880）63-3123

事務局長

とみおか たかふみ
富岡 誉史

国土交通省 四国地方整備局 渡川ダム統合管理事務所

電話（0880）66-2501

◎管理課長

ひがし やすし
東 泰志

内線（331）

◎：主な問い合わせ先

なかすじがわりゅういき
「中筋川流域かわまちづくり」(高知県宿毛市、四万十市、三原村)

別紙①

対象河川：一級河川 渡川水系中筋川【国管理河川】

市町村名：高知県宿毛市、四万十市、三原村

推進主体：ダム利活用調整協議会



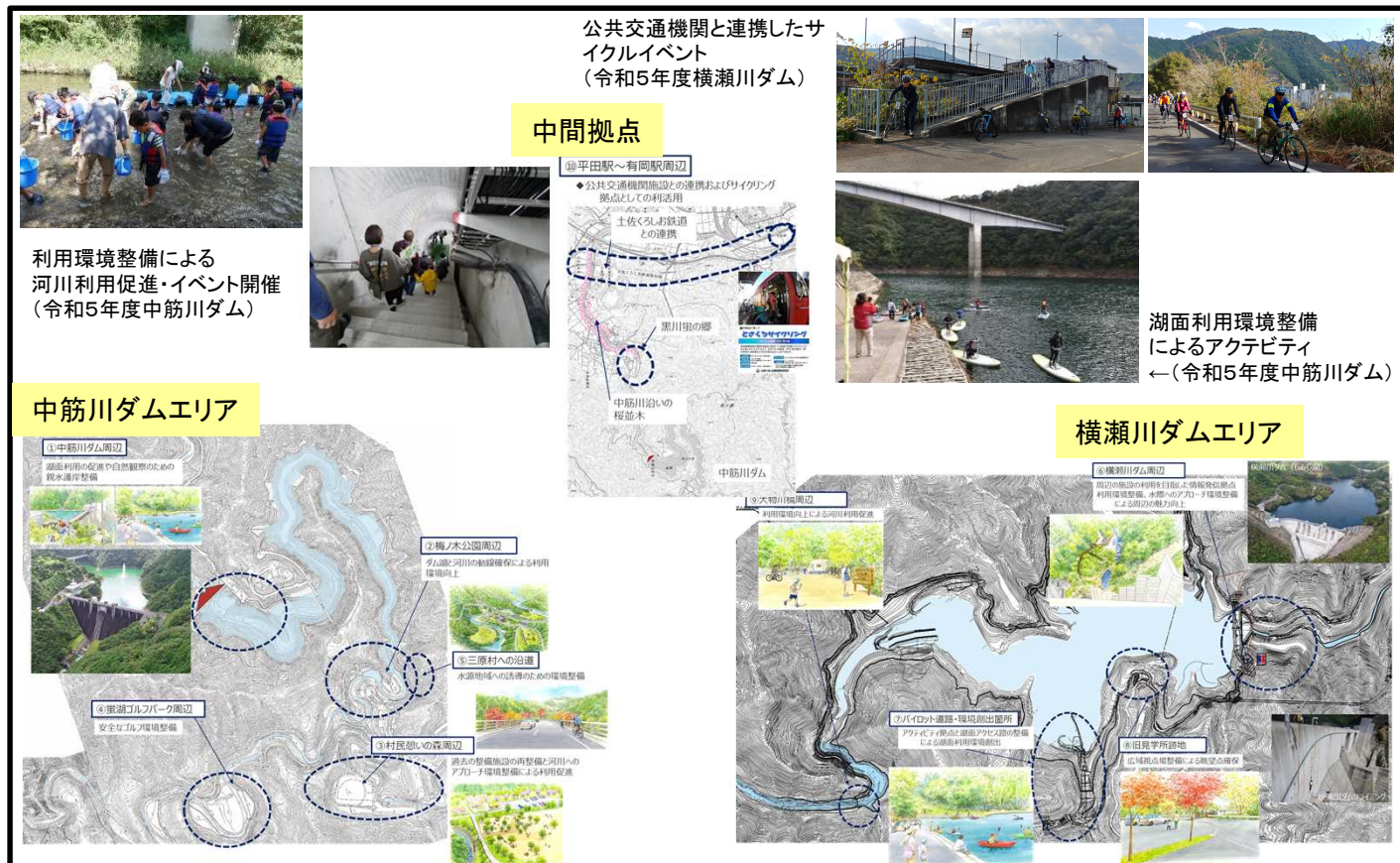
1. 概要 中筋川ダムは平成6年4月に「地域に開かれたダム」の認定を受け、地域の交流拠点として取り組みを行ってきました。令和元年、横瀬川ダム完成を前に、2ダム等を活用した地域活性化を目指し「ダム利活用調整協議会」、その実行組織としての「ダム活元気ネットワーク」が発足しました。

令和5年3月には同協議会における取り組みに向けた2ダム等を活用した新たな行動計画として「中筋川ダム水源地域ビジョン」から2ダム及びその周辺環境を含む「中筋川流域水源地域ビジョン」に改定を行いました。

ダム利活用調整協議会では、地域に開かれたダムとして整備された中筋川ダム周辺の設備の利便性向上に向けた再整備、横瀬川ダム周辺の建設時の設備の活用、親水護岸整備などによる湖面等のアクティビティ活用促進に向けた基盤整備を行い、日本初の取り組みであるダム壁面クライミング施設(宿毛市、宿毛市観光協会)との組み合わせによる利用促進等、ダム周辺や湖面利用等、2ダム等の連携による地域活性化を目指します。国土交通省ではこの取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則第22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容 国土交通省：河川管理用通路(湖面アクセス路)整備、親水護岸 等
 ダム利活用調整協議会：利用環境向上施設整備、案内看板 等

3. ソフト施策の内容 国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等
 ダム利活用調整協議会：クライミング施設運営、ダム周辺におけるアクティビティイベントの開催 等



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

ダム利活用調整協議会 委員

四万十市長

宿毛市長

三原村長

四万十市教育長

宿毛市教育長

三原村教育長

中村商工会議所会頭

宿毛商工会議所会頭 （会長）

三原村商工会会長

高知県幡多土木事務所 宿毛事務所長

四国地方整備局渡川ダム統合管理事務所長

かわまちづくりウェブサイト: <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyau/machizukuri/index.html>